

長崎県森林環境譲与税事業費補助金実施要綱

制定	令和元年5月23日	31林第126号
改定	令和4年4月1日	3林第438号
改定	令和5年3月6日	4林第398号
改定	令和6年3月15日	5林第368号
改定	令和7年3月24日	6林第344号

(趣旨)

第1条 知事は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、県内市町が、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号）に基づく財源等を活用して実施する森林整備及びその促進に関する取組を支援するため、予算の定めるところにより、第2条に規定する事業主体に対して、長崎県森林環境譲与税事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率及び事業主体)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）、補助対象経費、補助率及び事業主体は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の申請)

第3条 事業の実施を希望する事業主体が作成する事業実施計画の取り扱いについては、別に定める。

(交付申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

但し、(3)の誓約書（様式第4号）については、別途農林部で定める団体については提出不要とする。

- 2 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。
- 3 第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（変更の承認等）

- 第5条 規則第11条第2項第1号の規定による事業計画等の変更の承認を受けようとする事業主体は、事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 2 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
 - 3 規則第11条第2項第2号の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けようとする事業主体は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

（実績報告等）

- 第6条 規則第13条第1項の規定による実績報告書（様式第7号）に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までとする。
- (1) 事業報告書（様式第8号）
 - (2) 収支精算書（様式第9号）
 - (3) 支出に係る証拠書類の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときには、その金額を補助金の額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額

(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書(様式第11号)に添付すべき書類は、請求内訳書(様式第12号)とする。

2 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の交付請求書(概算払)(様式第13号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 請求内訳書(様式第14号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(実施状況報告)

第8条 事業主体は、事業の完了年度の翌年度から起算して4年間、当該年度 of 取組(第3条の事業実施計画書に基づくもの。)の実施状況について翌年度の6月末までに知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況の報告様式は、第3条の事業実施計画書を準用する。

3 第1項の規定に関わらず、事業主体が当該年度の翌年度に事業の実施を希望する場合に提出される第3条の事業実施計画書において、当該年度の取組状況が確認できる場合は、実施状況報告書の提出があったものとみなす。

4 知事は、実施状況報告書等の提出があったときは、必要に応じて事業主体に対し指導を行うものとする。

(委任)

第9条 規則、交付要綱及びこの実施要綱に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要綱は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

この実施要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

この実施要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

この実施要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

この実施要綱は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1(第2条、第6条関係)

事業 (事業名)	補助対象経費	補助率	事業主体	重要な変更
<p>もりびとの魅力 きらめき アップ支援 事業</p>	<p>事業主体が実施する次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)将来ビジョン実行 (2)生産対策 (3)担い手対策 (4)高性能林業機械リース</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>補助金額の上限は1事業主体あたり、直接雇用する林業専門作業員の人数(計画承認申請時)によるものとする。 (1)～(3)の計の上限 1～ 10名:200万円 11～ 30名:250万円 31～ 60名:300万円 61～100名:350万円 林業関係団体:250万円</p> <p>ただし、女性・外国人材に関する取組事業体は上記の上限に50万円増額とする。</p> <p>(4)高性能林業機械リースは、(1)～(3)の別枠で1事業体あたり、上限300万円とする。 ただし、意欲と能力のある林業経営体においては上限350万円とする。</p>	<p>知事が別に定める要件を満たす以下の事業体</p> <p>1 林業事業体 2 林業関係団体</p>	<p>1 補助金の額の変更 2 総事業費の3割を超える増減</p>

年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所

団体名

代表者名

年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金交付申請書

年度もりびとの魅力きらめきアップ支援事業について、長崎県森林環境譲与税事業費補助金を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 もりびとの魅力きらめきアップ支援事業計画書
- 2 もりびとの魅力きらめきアップ支援事業収支予算書
- 3 暴力団排除に係る誓約書
- 4 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

もりびとの魅力きらめきアップ支援事業計画書

事業主体 : 林業事業体 ・ 林業関係団体

経費の種類	事業の概要	事業費 (円)	県補助金 (円)	事業期間		備 考
				着手年月日	完了年月日	
将来ビジョン実行						
生産対策						
担い手対策						
小 計						
高性能林業機械 リース						
計						

もりびとの魅力きらめきアップ支援事業収支予算書

事業主体： 林業事業体・林業関係団体

1 収入

(単位:円)

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
合計		

(注)「備考」には、区分ごとの収入について特記事項があれば記載することとし、「その他」については、その内容を必ず記載すること。

2 支出

(単位:円)

	区分	区分の概要	予算額	備考	
経費の種類	将来ビジョン実行				
	生産対策				
	担い手対策				
	高性能林業機械リース				
合計					

(注)「備考」は、必要に応じ区分の概要の補足説明等を記載する。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所

団体名

代表者名

暴力団排除に係る誓約書

私は、 年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄(誓約の場合、□にチェックを入れてください。)

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うに当たり、上記アからウに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所

団体名

代表者名

年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 林第 号で交付の決定の通知があつた長崎県森林環境譲与税事業費補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条第2項の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更計画の内容

別添の事業計画書及び収支予算書のとおり

(注)変更事項ごとに事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)に変更前と変更後の欄を設けて二段書き(上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書き)とし、変更前後の内容が容易に比較対照できるよう作成すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所

団体名

代表者名

年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 林第 号で交付の決定の通知があった長崎県森林環境譲与税事業費補助金について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条第2項の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 事業名

2 中止(廃止)の理由

3 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所

団体名

代表者名

年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金実績報告書

年 月 日付け長崎県指令 林第 号で交付の決定の通知があったもりびとの魅力きらめきアップ支援事業について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

関係書類

- 1 もりびとの魅力きらめきアップ支援事業報告書
- 2 もりびとの魅力きらめきアップ支援事業収支精算書
- 3 支出に係る証拠書類の写し
- 4 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

もりびとの魅力きらめきアップ支援事業報告書

事業主体： 林業事業体・林業関係団体

経費の種類	事業の概要	事業費 (円)	県補助金 (円)	事業期間		備 考
				着手年月日	完了年月日	
将来ビジョン実行						
生産対策						
担い手対策						
小 計						
高性能林業機械 リース						
計						

もりびとの魅力きらめきアップ支援事業収支精算書

事業主体： 林業事業体・林業関係団体

1 収入

(単位:円)

区 分	予算額	精算額	増減額	備 考
県補助金				
自己資金				
その他				
合 計				

(注)「備考」には、区分ごとの収入について特記事項があれば記載することとし、
「その他」については、その内容を必ず記載すること。

2 支出

(単位:円)

	区 分	区分の概要	予算額	精算額	増減額	備 考	
経費の種類	将来ビジョン 実行						
	生産対策						
	担い手対策						
	高性能林業 機械リース						
	合 計						

(注)「備考」は、必要に応じ区分の概要の補足説明等を記載する。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所

団体名

代表者名

年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け長崎県指令 林第 号で交付の決定の通知があった長崎県森林環境譲与税事業費補助金について、長崎県森林環境譲与税事業費補助金実施要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助金の確定額

(年 月 日付け長崎県指令 林第 号による額の確定通知額)
金 円

3 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

5 補助金返還相当額(=4-3)

金 円

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

7 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注)記載内容の確認のため、消費税確定申告書の写し等の根拠資料を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け長崎県指令 林第 号で額の確定の通知があった 年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者住所

団体名

代表者名

金融機関名:
本支店名:
預金種別:
口座番号:
口座名義(カタカナ):

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

もりびとの魅力きらめきアップ支援事業請求内訳書

(A) 交付確定額 円	(B) 既受領額 円	(C) 今回請求額 円	(A)-(B)-(C) 残 額 円	事業着手 年 月 日	事業完了 年 月 日	備 考

年度長崎県森林環境譲与税事業費補助金交付請求書(概算払)

金 円

長崎県森林環境譲与税事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者住所

団体名

代表者名

金融機関名:
本支店名:
預金種別:
口座番号:
口座名義(カタカナ):

※概算払を必要とする理由

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)
発行担当者 △△△△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

もりびとの魅力きらめきアップ支援事業請求内訳書

(A) 交付決定額 円	(B) 既受領額 円	(C) 今回請求額 円	(A)-(B)-(C) 残 額 円	事業着手 年月日	事業完了 予 定 年月日	月 日までの 進捗率(見込) %	備 考

(注)進捗率は、概算払い請求時点を記入する。